

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人東北活性化研究センター

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東北活性化研究センター（以下「当センター」という。）の定款第14条及び定款第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づいて置かれた、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づいて置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号で定める報酬、賞与、その他、役員及び評議員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、役員及び評議員としての職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 当センターは、理事及び監事の職務遂行の対価として、報酬等を支給することができる。ただし、退職手当は支給しない。

- 2 理事の月額報酬は、別表1のとおりとする。
- 3 理事の賞与は、別表2のとおりとする。
- 4 監事の年額報酬は、別表3のとおりとする。

## (報酬等の額の決定)

第4条 当センターの理事の報酬等は、別表1及び別表2のとおりとし、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 当センターの監事の報酬等は、別表3のとおりとし、評議員会の承認を得て決めるものとする。

## (報酬等の支払いと控除)

第5条 報酬等は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとし、従事等をした日の属する月の末日までに支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(非常勤役員及び評議員としての職務以外の職務遂行に対する手当, 謝金, 原稿料の支給)

第6条 当センターは、非常勤役員及び評議員に対し、非常勤役員及び評議員としての職務以外の職務を委嘱した場合（委員会の委員や講演会の講師等）あるいは当センターの刊行物への論文等の原稿執筆依頼をした場合などには、別に定める「謝金規程」により、その対価を支給することができる。当該対価の支給は、定款に定める報酬等の支給とは見なさない。

(費用)

第7条 当センターは、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を支給することとし、その計算方法等は、別に定める「旅費規程」による。

3 非常勤役員及び評議員には、その職務遂行のための出張に要する旅費（出発地から到着地までの運賃額及び宿泊費。）を支給することとし、その計算方法等は、別に定める「旅費規程」を準用する。

(端数処理)

第8条 この規程により計算した報酬等の金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(公表)

第9条 当センターは、この規程をもって「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第20条第1項に定める「報酬等の支給の基準」として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。（平成23年9月14日理事会決定）

附 則（改正：平成24年6月19日）

- 1 この規程の改正は、平成24年6月19日から施行する。
- 2 役員退職慰労金規程（規12号）は廃止する。

別表1 (理事の月額報酬)

区 分		月額報酬
理事	常勤役員	600 千円以内
	非常勤役員	無報酬

別表2 (理事の賞与)

区 分		賞 与
理事	常勤役員	月額報酬の4ヵ月以内
	非常勤役員	無報酬

別表3 (監事の年額報酬)

区 分		年額報酬
監事	常勤役員	無報酬
	非常勤役員 (公認会計士・税理士の場合。)	600 千円以内
	非常勤役員 (公認会計士・税理士以外の場合。)	無報酬